

II. 経営方針

1. 経営の基本方針、経営戦略

当社は、最適グループ経営の実現と戦略的事業の抜本的強化を柱とした「グループ経営改革」の枠組み構築の一環として、昨年12月に株式移転により旧株式会社三井住友銀行の持株会社として設立されました。今後とも改革を押し進め、グループの収益力の飛躍的な向上と財務体質の強化に取り組んでまいります。

平成14年度は、保有株式、不良債権に係る財務リスクを大幅に圧縮すべくバランスシートのクリーンアップを進めるとともに、資本増強を通じて、財務基盤・リスク対応力を一層強化しました。保有株式については、価格変動リスクを削減するために1兆円を超える売切りを実施するとともに、旧株式会社三井住友銀行と旧株式会社わかしお銀行との合併差益を活用して含み損の処理を行いました。不良債権処理については、問題企業の再生・最終処理を集中して行う戦略金融部門を新設したほか、「金融再生プログラム」の趣旨を踏まえて、不良債権処理への備えを強化しました。また、不透明な環境下、一層のストレスシナリオにも十分対応し得るバッファを確保しバランスシートのクリーンアップを更に進めるべく、優先株の発行による資本増強を実施いたしました。

今年度は、業績回復に向け、強化された財務基盤をベースに、株式会社三井住友銀行においては、高い収益力を一層向上させ、コストコントロール能力を更に高めながら、バランスシートのクリーンアップを昨年度以上に加速させていく所存です。株式会社三井住友銀行以外の3社(三井住友カード株式会社、三井住友銀行リース株式会社、株式会社日本総合研究所)においても、戦略事業を担う有力グループ会社として収益最大化に取り組めます。これらを実施することにより、当社は「複合金融グループ」としてグループ全体の企業価値を高めてまいります。

2. 利益配分に関する基本方針

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、健全経営確保の観点から、当社グループ全体の内部留保の充実に留意しつつ、グローバルスタンダードに基づく株主重視の考え方に則った利益配分を行う方針であります。

3. 対処すべき課題

わが国金融機関を取り巻く経済環境は一段と厳しさを増しておりますが、当社は、変化に対応できる強靱な経営体質と財務基盤を構築することを喫緊の課題と位置づけ、次の点に注力してまいります。

第一に、バランスシートのクリーンアップを一層加速させてまいります。株式会社三井住友銀行においては、まず貸出ポートフォリオについて、当期に、要管理先を含めた要注意先への対応強化等を実施し、多額の不良債権処理を行いました。今後2年間で確実に不良債権比率を半減させるべく、昨年12月に設置しました戦略金融部門を中心として、問題債権先の再生・最終処理を一段と加速させ、不良債権問題からの早期脱却をより確実なものにしてまいります。また株式ポートフォリオについては、当期には、合併差益を活用した含み損の処理や減損処理に加え、売切りによって簿価を大きく圧縮いたしましたが、引き続き株価変動リスクの削減を進めてまいります。

第二に、収益体質の抜本的強化に向けた取り組みを加速させるとともに、更なる経費削減に取り組んでまいります。株式会社三井住友銀行において、引き続き利鞘改善や中小企業向けを中心としたリスクテイク型融資に注力し、貸出ポートフォリオにおけるリスク・リターンの適正化を図ることをはじめ、市場型間接金融や個人向けコンサルティング営業など、収益力の増強に向けた施策を推進し、邦銀中トップの収益力を一層強化してまいります。経費については、人員の削減や店舗統廃合・システム集約のほか、追加的な施策を導入し、一段の削減を、当初計画比前倒しで実現してまいります。

また、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所においては、3社それぞれが、株式会社三井住友銀行をはじめとするグループ会社との協働を図りながら、各々の業界におけるトッププレイヤーを目指して収益力の抜本的強化を図ってまいります。

当社では、こうした取り組みの成果を早期に、具体的実績としてお示しすることで、市場の総合的な評価の向上を実現する所存です。

4. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

当社では監査役制度を採用しており、監査役5名のうち3名が社外監査役ですが、経営の透明性と健全性を高めるためには、社外の方々のご意見を経営に反映させていくことが重要であると考えており、社外取締役も選任しています。

取締役会は、社外取締役2名を含む8名の取締役で構成されており、その内部に、当社グループ全体のリスク管理やコンプライアンスに関する事項を審議する「リスク管理委員会」のほか、「報酬委員会」および「人事委員会」という3つの委員会を設けて、業務執行を監督する機能を補完しています。それぞれ公認会計士、弁護士である2名の社外取締役には、3委員会すべての委員（報酬委員会については委員長を含む）に就任いただいております。業務の執行から離れた客観的な立場での審議が可能な体制としています。

一方、グループ全体の業務執行および経営管理に関する最高意思決定機関として、取締役社長が主宰する「グループ経営会議」を設置しており、同会議は取締役社長の指名する役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、グループ経営会議を構成する役員間で協議を行った上で、取締役社長がその採否を決定しています。また、当社およびグループ各社の経営レベルで、グループ各社の業務計画に関する事項について意見交換・協議・報告する場として、「グループ戦略会議」を設けています。